

環境省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定、平成17年12月16日改定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「平成17年度環境省政策評価書（事後評価）」（平成18年8月31日付け環境政発第060831001号による送付分）における実績評価方式による42件の政策評価
- イ 「平成18年新設規制に関する事前評価書」（平成18年7月14日付け環境政発060714001号による送付分）における事業評価方式による17件の政策評価（事前）

2 実績評価方式による政策評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注1、2）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注1）目標に関し達成すべき水準が数値化されていないものの中には、目標値の設定が容易ではないものもあり得るが、その点について精査を行ったものではない。

（注2）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

（2）審査の結果

「平成17年度環境省政策評価書（事後評価）」における実績評価方式による42件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
I：環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現									
基本施策 I-1 地球規模の環境の保全									
I-1- (1)	地球温暖化対策※	○	京都議定書により、2008 年から2012 年の温室効果ガスの排出量を、基準年（1990 年、代替フロン等3ガスについては1995 年）比6%削減するとともに、米国や中国、インドなどの途上国を含むすべての国が参加する実効ある枠組みが構築されるよう国際協力や経験交流に努めることにより、温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減へと導く。	C	1	温室効果ガスの総排出量(トン(CO2換算))	CM	11億6,300万	○
		○	(下位目標1) 2008 年から2012 年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990 年比で基準年総排出量の0.6%相当分の増加に抑制し、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく1.2%相当分削減する。		2	エネルギー起源二酸化炭素の排出量(トン(CO2換算))	CM	10億5,600万	○
		○	(下位目標2) 2008 年から2012 年の代替フロン等3 ガスの排出量を、1995 年比で基準年総排出量の0.1%相当分程度の増加に抑制する。		1	代替フロン等3 ガスの排出量(トン(CO2換算))	CM	5,100万	○
		○	(下位目標3) 全都道府県に都道府県地球温暖化防止活動推進センターを設置するとともに、地球温暖化防止活動推進員の登録者数を4,000 名程度とする。		2	センターの設置数(箇所)	P	47	○
		○	(下位目標4) 我が国における京都メカニズム（CDM・JI・排出量取引）活用のための体制整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速させることにより、国内排出削減対策及び吸収源対策に最大限努力してもなお京都議定書の約束達成に不足する差分（基準年総排出量比1.6%）に相当するクレジットを獲得する。		1	クレジット取得量(トン(CO2換算))	P	約1億 (第一約束期間の5年間で割ると、約2,000万/年)	○
		○	(下位目標5) 京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である1,300 万炭素トン(3.8%)を確保する。		1	温室効果ガスの吸収量(トン(CO2換算))	CM	4,767万 (1,300万炭素トン)	○
I-1- (2)	オゾン層保護対策	○	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。	C	1	(参考)南極のオゾンホール面積(万km ²)	CM	-	-
		○	(下位目標1) オゾン層破壊物質の排出抑制・使用合理化を進める。		2	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量(ODPトン)	CM	3,615以下(H16年)、0(H32年)	○
		○	(下位目標2) 業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収率60%（2008 年度から2012 年度の平均）の達成を目指し、その向上対策を講ずることを始めたフロン類の適切な回収・破壊の実施の確保を図る。		1	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収率(%)	CM	60以上	○
		-	(下位目標3) 国際的に協力して、開発途上国におけるオゾン層保護対策への支援を行う。						
I-1- (3)	酸性雨・黄砂対策	○	東アジア地域において、「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)」及び調査研究を国際的に協調して進め、国内においては長期モニタリング計画に基づくモニタリングの実施を行うことにより、酸性雨対策を推進するとともに、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワークの確立及び国内モニタリングを進めることで黄砂対策を推進する。	C					
		○	(下位目標1) EANET の活動や酸性雨に関する国際協力を推進するとともに、酸性雨による環境影響を把握するため、国内モニタリングによるデータを取得する。		3	EANETモニタリング(酸性沈着)地点数(地点)	P	45	○
		○	(下位目標2) 黄砂のモニタリングシステムや早期警戒システムの構築を通じ、発生予知、被害軽減等の黄砂対策を推進する。		1	国内ライダー設置基数(カッコン内は環境省による設置基数)(台)	P	8(5)	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
I-1-(4)	海洋環境の保全	○	海洋環境保全に関する各条約及び国内法の着実な実施を図るとともに、国連環境計画が推進する日本海及び黄海を対象とした「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」に基づく取組等により、国際的な連携の下で廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進する。	P					
		○	条約等の規定に基づき国内体制を整備し、船舶からの廃棄物の海洋投入処分や油、有害液体物質等、廃棄物の排出にかかる規制を推進するとともに、油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ゴミ対策を推進する。		1	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)	CM	284	○
I-2	大気環境の保全※	○	大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る規制等大気環境に関する対策を講じ、環境基準の達成・維持等を図ることにより、人の健康を保護するとともに生活環境を保全する。	C					
		○	固定発生源からの大気汚染に関し、規制や自主取組の促進など多様な措置を講じ、大気汚染に係る環境基準等の達成・維持を図る。		13	全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準等達成率(%)		(以下のとおり)	
						二酸化いおう	CM	100	○
						一酸化炭素	CM	100	○
						浮遊粒子状物質	CM	100	○
						二酸化窒素	CM	100	○
						光化学オキシダント	CM	100	○
						ベンゼン	CM	100	○
						トリクロロエチレン	CM	100	○
						テトラクロロエチレン	CM	100	○
				ジクロロメタン	CM	100	○		
				アクリロニトリル	CM	100	○		
				塩化ビニルモノマー	CM	100	○		
				水銀	CM	100	○		
				ニッケル化合物	CM	100	○		
		○	自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、規制、助成、税制措置、普及啓発等の多様な措置を講じ、大気汚染に係る環境基準の達成・維持を図る。		7	全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	(以下のとおり)		
						二酸化窒素(N02)	CM	100	○
						浮遊粒子状物質(SPM)	CM	100	○
						光化学オキシダント	CM	100	○
						二酸化いおう(S02)	CM	100	○
						一酸化炭素(CO)	CM	100	○
						(参考)低公害車の普及台数(万台)	CM	1,000	○
						(参考)燃料電池自動車の普及台数(台)	CM	50,000	○
		—	大気環境の状況及び対策の効果等を把握し、人の健康を保護するとともに生活環境を保全する基礎となる監視・観測体制の整備、科学的知見の充実、その他基礎調査を進める。						
		○	騒音に係る環境基準の達成率を向上させ、騒音・振動・悪臭公害を減少させることにより、良好な生活環境を保全するとともに、光害対策に対する各主体の関心・理解を深める。		8	騒音に係る環境基準達成状況(一般地域)(%)	CM	100	○
						騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	CM	100	○
						航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース(地方公共団体が測定した結果を集計))(%)	CM	100	○
						新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース(地方公共団体が測定した結果を集計))(%)	CM	100	○
						(参考)騒音に係る苦情件数(件)	P	—	—
						(参考)振動に係る苦情件数(件)	P	—	—
						(参考)悪臭に係る苦情件数(件)	P	—	—
						(参考)スターウォッチングネットワーク参加者数(人)	P	—	—
		—	人工排熱の削減、地表面被覆の改善、都市形成の改善、ライフスタイルの改善等を推進し、ヒートアイランド現象を緩和させる。						

政策 番号	政 策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
		○ (下位 目標1) 湖沼の水質保全対策を推進する。		1	琵琶湖 北湖 COD T-N T-P 南湖 COD T-N T-P 児島湖 COD T-N T-P 諏訪湖 COD T-N T-P 釜房ダム貯水池 COD T-N T-P 中海 COD T-N T-P 宍道湖 COD T-N T-P 野尻湖 COD T-P		2.8 0.27 - 3.5 0.35 0.015 8.2 1.4 0.17 4.8 0.75 0.050 2.0 0.46 0.013 4.6 0.50 0.048 4.5 0.44 0.043 1.5 0.005	
		○ (下位 目標2) 閉鎖性海域の水環境保全対策を推進する。		12	東京湾、伊勢湾及び瀬 戸内海における汚濁負 荷量(発生ベース)(ト ン/日) COD 窒素 磷 瀬戸内海における水質 環境基準の達成率(%) COD 全窒素 全磷 有明海における水質環 境基準の達成率(%) COD 全窒素 全磷 八代海における水質環 境基準の達成率(%) COD 全窒素 全磷 (参考)東京湾における 水質環境基準の達成率 (%) COD 全窒素 全磷 (参考)伊勢湾における 水質環境基準の達成率 (%) COD 全窒素 全磷 (参考)大阪湾における 水質環境基準の達成率 (%) COD 全窒素 全磷 (参考)瀬戸内海(大阪 湾を除く)における水 質環境基準の達成率 (%) COD 全窒素 全磷 (参考)瀬戸内海にお ける赤潮の発生件数(件) (参考)有明海にお ける赤潮の発生件数(件) (参考)八代海にお ける赤潮の発生件数(件) (参考)瀬戸内海にお ける埋立免許面積(ha)	CM CM CM CM CM CM CM CM CM CM CM CM CM P	1,061 950 71.3 100 100 100 100 100 100 - - - - - - - -	○ ○ ○ ○ - - - - - - - -

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無															
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無									
I-4	土壌環境の保全※	○	科学的な知見の集積等に伴い、土壌の汚染に係る基準の設定、見直しを進めるとともに、土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、国民の安全と安心を確保する。	C													
									○	(下位目標1) 農用地の土壌汚染対策を着実に推進する。	5	農用地土壌汚染対策地域の指定解除率(%)	CM	100	○		
												(参考)農用地土壌汚染対策地域の指定面積(累計)(ha)	P	-	-		
												(参考)農用地土壌汚染対策地域の指定解除面積(累計)(ha)	CM	-	-		
												(参考)農用地土壌汚染対策地域数(年度末)(地域)	P	-	-		
												(参考)農用地土壌汚染対策地域全解除数(累計)(地域)	CM	-	-		
									○	(下位目標2) 市街地の土壌汚染対策を着実に推進する。	3	土壌汚染対策法に基づく、措置の必要な指定区域における措置等の実施率(%)	P	100	○		
												(参考)土壌汚染対策法に基づく指定区域として指定された数(年度別)(区域)	P	-	-		
												(参考)汚染の除去により指定区域が解除された数(累計)(区域)	CM	-	-		
									○	(下位目標3) ダイオキシン類による土壌汚染対策を着実に推進する。	5	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除率(%)	CM	100	○		
												(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定面積(累計)(㎡)	P	-	-		
												(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除面積(累計)(㎡)	CM	-	-		
(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域数(年度末)(地域)	P	-	-														
(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域解除数(累計)(地域)	CM	-	-														
基本施策 I-5 廃棄物・リサイクル対策																	
I-5-(1)	循環型社会の形成の推進のための基本措置	○	循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行し、循環型社会の形成を推進する。	C													
									○	(下位目標1)	3	資源生産性(万円/トン)	CM	39	○		
												循環利用率(%)	CM	14	○		
												最終処分量(百万トン)	CM	28	○		
I-5-(2)	循環資源の適正な循環的な利用の推進	○	容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法及び資源有効利用促進法の円滑な施行等により各種循環資源の循環的な利用を推進する。	C													
												容器包装リサイクル法による分別収集実施市町村数(カッコ内は全市町村数に対する割合)(市町村数、%)	P	(以下のとおり)	○		
																ア.無色のガラス製容器	2,368(97.9%)
																イ.茶色のガラス製容器	2,367(97.9%)
																ウ.その他のガラス製容器	2,368(97.9%)
																エ.紙製容器包装	1,432(59.2%)
																オ.ペットボトル	2,380(98.4%)
																カ.プラスチック製容器包装	1,991(82.3%)
																キ.鋼製容器包装	2,409(99.6%)
																ク.アルミニウム製容器包装	2,411(99.7%)
																ケ.段ボール	2,313(95.7%)
																コ.飲料用紙製容器	2,125(87.9%)

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
○	(下位目標1)	各種リサイクル法の円滑な施行を図る。	C	8	容器包装リサイクル法による分別収集量(千トン)	CM	(以下のとおり)	○	
					ア.無色のガラス製容器		395	/	○
					イ.茶色のガラス製容器		340		
					ウ.その他のガラス製容器		196		
					エ.紙製容器包装		199		
					オ.ペットボトル		345		
					カ.プラスチック製容器包装		1,011		
					キ.鋼製容器包装		388		
					ク.アルミニウム製容器包装		172		
					ケ.段ボール		774		
					コ.飲料用紙製容器		32		
					家電リサイクル法における再商品化率(%)	CM	(以下のとおり)	○	
					ア.家庭用エアコン		60	/	/
					イ.テレビ		55		
					ウ.冷蔵庫		50		
					エ.洗濯機		50		
					食品リサイクル法における食品関連事業者による再生利用等の実施率(%)	CM	20	○	
					ア.食品製造業		-	/	/
					イ.食品卸売業		-		
					ウ.食品小売業		-		
エ.外食産業		-							
建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(%)	CM	(以下のとおり)	○						
ア.コンクリート塊		95	/	/					
イ.アスファルト・コンクリート塊		95							
ウ.建設発生木材		95							
資源有効利用促進法におけるパソコンの自主回収・再資源化率(%)	CM	(以下のとおり)	○						
ア.デスクトップ		50	/	/					
イ.ノートブック		20							
ウ.プリンター表示装置		55							
エ.液晶式表示装置		55							
資源有効利用促進法における小形二次電池の自主回収・再資源化率(%)	CM	(以下のとおり)	○						
ア.ニッケル電池		60	/	/					
イ.ニッケル電池		55							
ウ.リチウムイオン電池		30							
エ.小形鉛蓄電池		50							
自動車リサイクル法における再資源化率(%)	CM	(以下のとおり)	○						
ア.自動車破砕残さ		30	/	/					
イ.ガス発生器(エアバッグ類)		85							
I-5-(3)	一般廃棄物対策(排出抑制・再生利用・適正処理等) ※	○	一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進を図る。	C					
○	(下位目標1)	平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の排出量を約5%削減、リサイクル率を約11%から24%に増加、最終処分量をおおむね半分に削減する。	3	一般廃棄物の排出量(百万トン)	CM	49	○		
				一般廃棄物のリサイクル率(%)	CM	24	○		
				一般廃棄物の最終処分量(百万トン)	CM	6.4	○		
○	(下位目標2)	一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成22年末において51g-TEQ/年以下とする。	1	一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ)	CM	51	○		
○	(下位目標3)	廃棄物処理施設整備計画に従って適正な処理施設、最終処分場等の整備を促進し、地域ごとに必要となる施設を継続的に確保するとともに、市町村に対する支援を通じて生活環境の保全を図る。	2	ごみ発電の総発電能力(MW)	CM	2,400	○		
				ごみ発電の総発電量(GWh)	CM	11,800	○		
I-5-(4)	産業廃棄物対策(排出抑制・再生利用・適正処理等)	○	産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進を図る。	C					
○	(下位目標1)	平成22年度において、平成9年度に対し、産業廃棄物の排出量の増加を12%に抑制、リサイクル率を41%から47%に増加、最終処分量をおおむね半分に削減する。	3	産業廃棄物の排出量(百万トン)	CM	458	○		
				産業廃棄物のリサイクル(再生利用)率(%)	CM	47	○		
				産業廃棄物の最終処分量(百万トン)	CM	30	○		

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
		○	(下位目標2) 産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成22年度末において50g-TEQ/年以下とする。		1	産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	CM	50	○
		○	(下位目標3) 平成28年7月までにポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理を完了する。		1	高圧トランス等の保管量(万台)	CM	0	○
I-5-(5)	廃棄物の不法投棄の防止等	○	廃棄物の不法投棄等による不適正処理の防止や適正な輸出入、及び特別管理廃棄物の適正な処理の確保を図る。	C					
		○	(下位目標1) 産業廃棄物の不法投棄件数及び不法投棄量を、平成11年度に対し、平成22年度においておおむね半分に削減し、平成16年度から5年以内に、5000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数を0にする。		3	産業廃棄物の不法投棄件数(件) 産業廃棄物の不法投棄量(万トン) 5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数(件)	CM CM CM	H11年度に対し概ね半減 H11年度に対し概ね半減 0	△ △ ○
		-	(下位目標2) 廃棄物等の適正な輸出入を確保するとともに、化学物質管理対策の強化等に的確に対応した廃棄物の適正な処理を確保する。		4	(参考)パーゼル法輸出承認件数(件) (参考)パーゼル法輸入承認件数(件) (参考)廃棄物処理法輸出確認件数(件) (参考)廃棄物処理法輸入許可件数(件)	P P P P	- - - -	- - - -
I-5-(6)	浄化槽の整備によるし尿等の適正な処理の推進	○	環境保全上効果的である浄化槽の整備の推進により、人口散在地域における効率的な生活排水対策を推進する。	C	1	浄化槽の普及率(%)	CM	11	○
		-	(下位目標1) 浄化槽の整備促進により、河川や湖沼等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し、健全な水循環を確保する。		1	浄化槽市町村整備推進事業の実施市町村数(市町村)	P	-	-
基本施策 I-6 化学物質対策									
I-6-(1)	環境リスクの評価	○	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価するとともに、そのための基礎データを収集する。	P					
		○	(下位目標1) 有害性の高い化学物質の環境残留状況の把握等を計画的に進める。		1	物質・媒体数(物質)	P	345	○
		○	(下位目標2) PRTR対象物質等のうち、平成13年度から17年度までに250物質を目標として基礎情報を収集し、環境リスク初期評価を進めるとともに、化学物質の生態系影響に関する調査を進める。		1	情報収集対象物質数(物質)	P	250	○
I-6-(2)	環境リスクの管理	○	各種法律に基づく措置や規制等の実施により、ダイオキシン類及び農薬を含む化学物質による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。	C					
		○	(下位目標1) ダイオキシン類について、排出総量を平成22年までに平成15年比で約15%削減し、環境基準の達成率を100%に、一日摂取量を耐容一日摂取量以下に維持する。		3	ダイオキシン類排出総量削減率(H9年比)(H16年以降はH15年比)(%) ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%) イ. 大気 ロ. 公共用水域水質 ハ. 公共用水域底質 ニ. 地下水質 ホ. 土壌 一人あたりの一日摂取量(Pg-TEQ/kg/日)	CM CM P P P P P P P P	約15 100 - - - - - 4	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
		○	(下位目標2) 農取法に基づき新たな水産動植物に係る登録保留基準を速やかに設定する。		1	新たな水産動植物に係る登録保留基準の設定農薬数(剤数)	P	300	○
		○	(下位目標3) 化審法に基づき、新規化学物質の動植物への影響の観点も含めた審査を行うとともに、既存化学物質の点検を計画的に進める。		2	既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態影響試験を実施する数(累計)(物質数) Japanチャレンジプログラムによるスポンサー登録が行われた物質数	P P	130 約160物質	○ ○
		-	(下位目標4) PRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供し、環境リスクの管理などに幅広く活用するとともに、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の附則に基づき、PRTR制度等の所要の見直しの検討を進める。		3	市民ガイドブックの作成及び普及 PRTRデータの集計等及び公表 個別事業所データの開示件数(上記PRTRデータの公表日以後、その開示請求を開始)	P P P	- - -	- - -

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無														
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無								
I-6-(3)	リスクコミュニケーションの推進	○	リスクコミュニケーションに資する情報の整備、対話の推進及び場の提供を図ることを通じて、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進し、市民、産業、行政等のすべての利害関係者における化学物質の環境リスクに係る正確で分かりやすい情報の共有と信頼関係の構築に努める。	C	2	化学物質ファクトシートの作成(物質)等(物質)	P	PRTR対象の354	○							
						化学物質と環境円卓会議(回)	P	当面定期的開催	—							
I-6-(4)	国際協調による取組の推進※	—	化学物質関係の各条約（POPs 条約、PIC 条約）に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。	C												
I-6-(5)	国内における毒ガス弾等対策	—	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。	C												
基本施策 I-7 自然とのふれあいの推進																
I-7-(1)	生物多様性の確保に係る施策の総合的推進	○	新・生物多様性国家戦略に示された施策を総合的かつ計画的に実施し、「自然と共生する社会」の実現を図る。	C												
										○	(下位目標1) 自然環境保全のための政策の策定に必要な情報を収集・整備する。	1	モニタリングサイト設置数(箇所)	P	1,000	○
										—	(下位目標2) 開発途上国に対する支援等により国際的な生物多様性の保全を図る。					
I-7-(2)	自然環境の保全	○	国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園の適切な管理により原生的な自然及び優れた自然の保全を図るとともに、里地里山などの二次的な自然環境や干潟などの湿地についても、その特性に応じ保全する。	C												
										—	(下位目標1) 世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに新たな遺産地域登録の準備を進める。					
										○	(下位目標2) 国立公園の適正な保全・管理のため、国立公園計画の点検を行う。	1	国立公園計画の点検実施済地域数(累計)(地域)	P	57	○
										—	(下位目標3) 里地里山、湿地、藻場、干潟、サンゴ礁等の重要な生態系の保全及び生物の生育・生息空間のつながりを確保し、生態系ネットワークの形成を推進する。					
I-7-(3)	自然環境の再生	—	関係省庁と連携し、関係自治体、専門家、NPO、地域住民等の参画を得て、失われた自然を再生する事業を実施することにより、自然と共生する社会を実現する。	C	1	(参考)環境省の自然再生事業実施地区数(地区)	P	—	—							
I-7-(4)	野生生物の保護管理	○	種の保存法に基づいた希少野生動植物の保護・増殖による種の保存や生息状況等の調査による現状把握、鳥獣保護法に基づいた野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、カルタヘナ法に基づいた遺伝子組換え生物対策の推進、外来生物法に基づいた侵略的な外来生物対策の推進、等により生物多様性等への影響を防止する。	C												
										—	(下位目標1) レッドリスト等に記載されている希少野生動植物について、その生息状況等の情報の収集に努め、レッドデータブックの改訂に反映し、必要性の高い種についてモニタリングを行うとともに、希少野生動植物種の指定、捕獲・譲渡し等の規制、生息地等保護区の指定と管理、保護・増殖事業及び種の保存に係る調査研究を推進する。	4	(参考)脊椎動物分類群における評価対象種(レッドリスト作成に係る種)に対する絶滅のおそれのある種数の割合(種数/種数)	P	—	—
											(参考)昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合(種数/種数)		P	—	—	
											(参考)維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合(種数/種数)		P	—	—	
											(参考)保護増殖事業計画数		P	—	—	

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
I-7-(5)	動物の愛護及び管理※	○ (下位目標2)	鳥獣の保護を図るための事業の実施や、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するとともに、猟具の使用に係る危険を予防する。		1	(参考)国指定鳥獣保護区指定箇所数(箇所)	P	80	○
		- (下位目標3)	遺伝子組換え生物の国内使用規制等を実施するとともに、特定外来生物の国内における飼養等の規制、海外からの水際規制等を実施する。						
		△	自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進することにより国民の意識の向上を図り、動物の愛護と適正な管理を通じた人と動物との共生を図る。	C					
I-7-(5)	動物の愛護及び管理※	△ (下位目標1)	効果的な普及啓発資料の作成や、都道府県等との連携による啓発事業やモデル事業の実施による家庭動物の終生飼養の推進により、動物の愛護と適正な管理について広く理解と関心を得る。また、動物販売業者など動物取扱業者の実態把握に努めるとともに、動物の適正飼養に関する知識・技能の伝達講習会を実施し、都道府県等による動物愛護及び管理の取組への支援を行い、動物の適正飼養を推進する。		2	都道府県等による犬ねこの引取り数(頭) (参考)国、都道府県、政令指定都市、中核市における動物愛護週間行事の実施状況(%)	CM P	減少傾向の維持 -	△ -
		- (下位目標2)	「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」の公布に伴い、改正法の適切かつ着実な運用に必要な措置を講じる。						
		○	自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応え、自然とのふれあい活動を通じた自然への理解や大切にしたい気持ちを育成するとともに、自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保や自然とふれあうための機会や情報の提供を行う。	C					
I-7-(6)	自然とふれあいの推進	- (下位目標1)	自然公園指導員やパークボランティア及び自然公園のビジターセンター等での自然解説活動を行う者の質の向上を図るなど、自然とのふれあい活動をサポートする人材を育成・確保する。		2	(参考)パークボランティア活動人数(人) (参考)パークボランティア活動地区数の推移(件)	P P	- -	- -
		○ (下位目標2)	自然に親しむ運動等により、自然とのふれあいの推進を都道府県等に広く呼びかけるとともに、ホームページ(インターネット自然研究所及びエコツアー総覧)などにより、自然とのふれあい施設、各種行事、エコツアーの総合情報等を提供するなど、自然とのふれあいの機会と情報の提供を図る。		3	エコツアー総覧の登録件数(件) (参考)子どもパークレンジャー参加者数(人) (参考)インターネット自然研究所のアクセス数(件)	P P P	1,000 - -	○ - -
		- (下位目標3)	国立・国定公園等の自然公園における優れた自然や里山等身近な自然の中で、国民が自然に学び、自然を体験する、自然との豊かなふれあいの場づくりを推進する。		1	(参考)自然公園等利用者数(千人)	P	-	-
		- (下位目標4)	温泉法の適正な運用に努めるとともに、温泉の保護及び効率的利用等に関する調査・検討を実施する。		1	(参考)国民保養温泉地年度延宿泊利用人員(人)	P	-	-
		○	国際社会での持続可能な開発に向けた取組にイニシアティブ(先導的役割)を發揮するとともに、貿易と環境の相互支持性を強化する。 ○世界的な森林の保全、砂漠化への対処、南極地域の環境保全に関し、自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、国際的枠組みの発展に貢献する。アジア太平洋地域における持続可能な開発に向けた科学的ツール等の開発・提供により、我が国の国際的な貢献を行う。	C					
		- (下位目標1)	国連森林フォーラム、生物多様性条約、砂漠化対処条約等に基づき、違法伐採対策を含め、森林の保全や砂漠化の対処について積極的に国際的な貢献を行う。						
I-8-(1)	地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保	○ (下位目標2)	「環境保護に関する南極条約議定書」及び国内担保法の着実な施行等を図り、環境影響評価、動植物相の保護、廃棄物の処分及び管理、海洋汚染の防止、保護区域における活動の制限などによる南極地域の環境保全を推進する。		1	南極環境保護法に基づく手続き率(%)	CM	100	○
		- (下位目標3)	アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)を活用した地球変動研究の促進及びアジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト(APEIS)による政策研究の推進を図る。						

基本施策 I-8 国際的取組に係る施策

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
		—	IPCC（気候変動に関する政府間パネル）、IGES（地球環境戦略研究機関）、UNCRD（国連地域開発センター）のような国際機関等が進める地球環境保全に資する取組を支援することにより、国際的な貢献と連携の確保を図る。						
1-8-(2)	開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力	—	開発途上国における持続可能な開発に向けた取組に対する支援などにより、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりを強化し、国際社会での持続可能な開発に向けた取組にイニシアティブ（先導的役割）を発揮する。	C					
		—	（下位目標1） 地方公共団体又は民間団体等による活動を推進する。						
		—	（下位目標2） 国際協力の実施等にあたっての環境配慮や、円滑な実施のための国内基盤の整備を行う。						
II：各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策									
II-1	環境基本計画の効果の実施	○	環境基本計画の策定及びその適切な実施により環境保全に関する施策を効果的に実施する。	P					
		○	（下位目標1） 地方公共団体等における環境への取組の推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行う。		3	（参考）環境白書の発行部数（部） （参考）環境白書ホームページへのアクセス件数（件） （参考）環境配慮の方針の策定状況（府省）	P P P	— — 全府省	— — ○
II-2	環境教育・環境学習の推進	○	各主体が人間と環境との関わりについて理解し、自ら責任ある行動をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参画できるよう、あらゆる場であらゆる主体に対して環境教育・環境学習を推進する。	C					
		○	（下位目標1） 環境教育・環境学習の指導者の確保及び育成を進める。		1	環境カウンセラーの登録者数（累計）（人）	P	5,500	○
		○	（下位目標2） 環境教育・環境学習に関し、指導者、プログラム、拠点等について、国民に対して広く情報を提供するとともに、場や機会の提供を推進する。		1	こどもエコクラブの会員数（人）	P	110,000	○
		—	（下位目標3） 各主体の連携の下、先進的な取組を推進し全国への普及を図る。						
		—	（下位目標4） 日中韓3か国環境教育ネットワーク（TEEN）等において環境教育に関する情報交換・交流等を行うことにより、国際的な視点から環境教育を推進する。						
II-3	環境パートナーシップの形成※	○	国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体が、環境保全に関してそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。	C					
		○	（下位目標1） ブラザ及び地方EPOの整備を活用した各主体間の交流ネットワークの構築による取組の促進や、NPO等からの政策への提案を施策に反映する仕組みを構築する等、民間団体等が行う環境保全活動を支援する。		3	ホームページアクセス数（万件） 環境らしんばん登録団体数（団体） メールマガジン配信人数（人）	P P P	300 2,000 3,000	○ ○ ○
		—	（下位目標2） 国民との直接対話による政策等に関する情報提供、意見交換等により政策の企画段階での参加を促進し、国民との直接対話を通じた政策の企画、立案、実施を図る。		3	タウンミーティングの開催回数（回） タウンミーティングの参加者数（人） MOEメールの件数（環境省が所管する内容のものに限る）（件）	P P P	— — —	— — —
基本施策II-4 環境と経済の統合に向けた取組									
II-4-(1)	経済活動における環境配慮の徹底	○	環境税（温暖化対策税制）等、各主体の経済合理性に沿った行動を誘導する経済的手法を活用し、可能な分野から税制上の優遇措置等の経済的措置について、環境保全上の効果や国民経済に与える影響等を検討し、その早期導入を図る。さらに、事業者の自主的・積極的な環境配慮の取組を促進することにより、経済活動における環境配慮の徹底を図る。	C					

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
		○	競争的資金の採択課題の事後評価において、配分研究費に照らして概ね期待通りの研究成果をあげた研究課題の割合を指標として、研究・技術開発の質を向上させる。		2	環境技術開発等推進費の事後評価対象課題中、概ね期待通りの評価を受けた課題数(A～Eの5段階評価で、B以上が概ね期待以上の成果)(%)	CM	70	○
		○	地球環境研究総合推進費の事後評価対象課題中、概ね期待通りの評価を受けた課題数(A～Eの5段階評価で、B以上が概ね期待以上の成果)(%)			地球環境研究総合推進費の事後評価対象課題中、概ね期待通りの評価を受けた課題数(A～Eの5段階評価で、B以上が概ね期待以上の成果)(%)	CM	70	○
		○	ナノテクノロジーを活用した環境技術を開発する。		1	着手数、開発数(累積)	CM	H19年度末：3技術の実用化 H20年度末：5技術の実用化 H21年度末：6技術の実用化	○
		○	環境技術の環境保全効果等を第三者が客観的に実証する手法・体制の確立を図る。		1	実証着手分野数・体制確立分野数(累積)(着手数、確立数)	CM	8技術分野以上について技術実証手法・体制確立	○
		－	地球温暖化対策に向けた基礎情報を充実させるため、関係府省・機関と連携の上、地球温暖化に関して、地上、衛星、航空機及び船舶等からの、各種監視・観測(気象、温室効果ガス、生態系等の影響等)の強化を図るとともに、得られた観測データを活用し、気候変動影響に係る国民等への情報提供や広報活動を推進する。		2	連携拠点への参加府省・機関数(機関)	P	－	－
						連携拠点HPへのアクセス数(アクセス)	P	－	－
II-8	公害防止計画の推進	△	公害防止計画に基づいて、各種の公害防止計画を推進すること等により、公害の早急な解決と未然防止に努め、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。	C	1	公害防止計画策定地域数(地域)	P	減少傾向の維持	△
		△	公害防止計画の推進により、公害防止計画策定地域を構成する市区町村数を減少させる。		1	公害防止計画策定地域を構成する市区町村数	P	減少傾向の維持	△
基本施策II-9 環境保健対策									
II-9-1(1)	公害健康被害対策(補償・予防)	－	公害による健康被害の補償・予防を推進することにより、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図る。	C					
		－	「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づき、認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに、公健法による健康被害予防事業の推進に加え、地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係について継続的な監視及び調査研究を行う。さらに、局地的な大気汚染の健康影響に関する調査研究を推進する。						
II-9-1(2)	水俣病対策	－	平成7年の政治的解決に際しての閣議了解や平成16年10月の関西訴訟最高裁判決を踏まえ、平成17年4月7日に発表した「今後の水俣病対策について」に従い、以下の取組を進める。 ① 水俣病総合対策(健康管理事業、医療手帳、保健手帳等)及び地域再生・振興 ② 水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究	C					
II-9-1(3)	環境保健に関する調査研究の推進	－	近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されており、国民的な関心が高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。 ① 花粉症と一般環境との関係 ② 本態性多種化学物質過敏状態(いわゆる化学物質過敏症) ③ 環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査(一般環境中での電磁界暴露、熱中症等)	P					
II-9-1(4)	石綿健康被害救済対策	－	石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。	C					

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
II-10	環境情報の整備・提供と環境政策の基盤整備	○	○ 電子政府構築計画（平成15年7月17日決定）に基づき、行政手続の電子化、総合的なワンストップサービスの仕組みや利用者の視点に立った行政ポータルサイト等の整備、及び環境情報の国民等への提供を図るとともに、内部管理業務及びシステムの見直しを行う。 ○ 国、地方公共団体等において、環境行政に携わる職員の知識の向上及び専門的技術の習得を目的として、行政研修（国際研修を含む）・分析研修及び職員研修を実施する。 ○ 地方環境事務所の体制を整備する。	P					
		○	(下位目標1) 環境情報を体系的に整備するとともに、環境保全施策の科学的・総合的な推進と国民ニーズに対応した環境情報（環境の情報、環境への負荷等）の分かりやすい提供を図る。また、「e-Japan 重点計画」に基づき、申請・届出等手続のオンライン化（電子化）を実施し、電子政府の実現を図る。		5	環境省ホームページファイル数(情報数)(万ファイル)	P	18	○
						環境省ホームページアクセス件数(百万アクセス)	P	100	○
						環境省ホームページで提供している情報量(MB)	P	—	—
				オンライン化手続数(件)	P	—	—		
				オンラインによる申請・届出件数(件)	P	—	—		
		—	(下位目標2) 新たなニーズに対応した研修コースの見直し等を実施し、効率的な研修の実施に努める。						
合計	42政策	○=30	C=36	12(4)	CM=6(1) P=6(3)	○=6 △=1			
		○=53	88下位目標	173(47)	CM=91(15) P=82(32)	○=105(4) △=4			

- (注) 1 環境省の「平成17年度環境省政策評価書（事後評価）」を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照
3 環境省では、「指標」は施策の効果を直接的に表し、「参考指標」は施策の効果を間接的に表すものであり、「参考指標」については（ ）で内数とした。

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	「平成 17 年度環境省政策評価書」の環境省施策体系において使用している施策番号を記入した。
「政策」欄	評価書の「施策名」欄に記載されている事項を記入した。 なお、「重点的評価対象施策（特に国民的関心の高い施策等として、評価作業の重点化を行い、政策評価書の中でも位置づけを分けた施策）」に該当するものは、「※」を施策名後に記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。 目標に関し達成すべき水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは、「△」を記入した。 上記のいずれにも該当しないものは、「－」を記入した。 なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」、少なくとも一つの指標について、達成しようとする水準が数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは「△」を記入した。
「達成すべき目標（「達成目標）」欄	評価書の「施策の目標」欄に記載されている事項を記入した。
「目標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。 なお、「C」（=outCome）はアウトカム、「P」（=outPut）はアウトプットをそれぞれ示す。
「測定指標」及び「指標数」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。
「指標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「CM」、「CI」、「P」の別を記入した。 なお、「CM」（=outCome Measurable）はアウトカムで定量的な指標、「CI」（=outCome Immeasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（=outPut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

○アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○行政サービスに対する満足度 ○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率 ○開発途上国における教育水準(識字率、就学率) ○農産物の生産量 ○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移 ○育児休業取得率 ○就職件数、就職率
○アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
① 行政の活動そのもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○事業の実施件数、 ○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、 ○環境基準の設定 ○検査件数、 ○行政処分の実施件数
② 行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○講習会、展示会等の開催回数 ○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、 ○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
③ 行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○講習会、展示会等の参加者数 ○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、 ○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数 ○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、 ○インターンシップ参加者数
④ 行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○機構・定員等の審査結果 ○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数 ○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合
⑤ 行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○各種研究開発の特許取得件数 ○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数

3 事業評価方式による政策評価（事前）についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている（基本方針 I - 4 - ア）。事前評価においては、一定規模以上の事業費を要する個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策について、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業や規制等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

（事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針 I - 4 - ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。

- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

(2) 審査の結果

「平成 18 年新設規制に関する事前評価書」における事業評価方式による 17 件の政策評価（事前）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである（詳細は、別添「政策評価審査表（事業評価(事前)関係）」参照）。

【審査結果整理表】

整理番号	政策	手段	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律					
1	判断の基準となるべき事項を定めること等による、容器包装を用いる事業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進に係る自主的取組を促進するための措置の導入	○容器包装を用いる事業者の判断の基準となるべき事項を定める ○容器包装廃棄物の排出の抑制のための取組が著しく不十分な容器包装多量利用事業者に対して、指導・助言、勧告・公表・命令を行う	△	○	△
2	容器包装多量利用事業者に、事業活動に伴う容器包装廃棄物の排出抑制のために必要な措置の実施状況に係る報告の義務付けの導入	○容器包装多量利用事業者に、毎年度、容器包装を用いた量及び容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況に関し、主務大臣への報告を義務付け	△	○	△
3	事業者等に対する、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額の資金の市町村への拠出の義務付けの導入	○市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた指定法人又は認定特定事業者に対して、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額の資金を当該市町村が支払うことを義務付け	△	○	△
石綿による健康被害の救済に関する法律					
4	石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく事業者からの一般拠出金及び特別拠出金の徴収	○労災保険の保険関係が成立している事業の事業主（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該元請負人。）は、毎年度、救済給付の支給に要する費用に充てるため、一般拠出金を拠出 ○独立行政法人環境再生保全機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、船員保険法第 60 条第 1 項に規定する船舶所有者から、毎年度、一般拠出金を徴収 ○独立行政法人環境再生保全機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を勘案して、政令で定める要件に該当する事業主から、毎年度、特別拠出金を徴収	△	○	△

整理番号	政策	手段	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律					
5	京都メカニズムのための割当量口座簿制度の法定	○算定割当量の管理を行おうとする法人に、管理口座の開設を受けることを義務付け ○口座名義人に、管理口座に係る記録事項の変更の届出を義務付け ○算定割当量の取得及び移転（以下「振替」という。）を行おうとする口座名義人に、振替の申請を義務付け	△	○	△
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律					
6	フロン類の回収が必要な場合の拡大	○業務用冷凍空調機器を廃棄する場合に加え、機器中の部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に譲渡する場合についても、機器の廃棄又はリサイクルを目的とした譲渡を行おうとする者は、フロン類回収業者へフロン類を引渡すことを義務付け	△	○	△
7	業務用冷凍空調機器整備時にフロン類回収を行う際の登録の義務付け等	○業務用冷凍空調機器の整備を行う者は、フロン類の回収作業をフロン類回収業者に委託することを義務付け ○機器整備時のフロン類回収を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けるとともに回収量に関し記録を作成し、事業所に保存し、都道府県知事に報告することを義務付け	△	○	△
8	解体される建物中における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明	○建物解体工事の元請業者は、その建物に、冷媒としてフロン類が充てんされている業務用冷凍空調機器が設置されていないかどうかを確認し、その結果について書面により工事発注者に説明することを、工事発注者はその確認作業に協力することを義務付け	△	○	△
9	フロン類の引渡しの委託等を書面で管理する制度（フロン類引渡行程管理制度）の創設	○廃棄等実施者は、フロン類を自らフロン類回収業者に引き渡す場合には、当該フロン類回収業者に必要事項を記載した書面を交付し、フロン類のフロン類回収業者への引渡しを他の者に委託する場合には、その業務を受託する者（受託者）に、委託確認書を交付することを義務付け。これらの場合においては、廃棄等実施者はこれらの書面の写しを一定期間保存することとし、受託者は、委託確認書をフロン類回収業者に回付するとともに写しを一定期間保存することを義務付け ○フロン類回収業者は、フロン類を引き取ったときは、業務用冷凍空調機器の廃棄等実施者及び受託者に対し、引取証明書（又は写し）を交付するとともに、写しを一定期間保存することを義務付け。廃棄等実施者及び受託者は受け取った引取証明書（又は写し）を保存することを義務付け	△	○	△
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律					
10	猟具の設置者の氏名等の表示の義務付け	○違法に仕掛けられたわな等の撤去等を進めるため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条第1項の許可を受けて捕獲等をする場合、環境省令で定めるわな等の猟具に、その架設者の住所、氏名等の表示の義務付け	△	○	△

整理番号	政策	手段	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
11	捕獲等の許可の適用除外となる行為の追加	○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)第47条第2項に定める認定保護増殖事業等の実施に係る捕獲については、法第9条第1項の捕獲許可を不要とする。	△	○	△
12	捕獲数制限のための入猟者承認制度の創設	○法第12条第1項第2号の規定により、狩猟鳥獣の捕獲等を禁止している区域においても、入猟者数を制限するため特に必要があると認められるときには、環境大臣又は都道府県知事は、承認を受けることができる者の数の上限等を定めた上で、狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ環境大臣又は都道府県知事の承認を受けるべき旨を定めることができる。	△	○	△
13	休猟区における特定鳥獣の捕獲等の特例制度の創設	○都道府県知事は、法第7条の特定鳥獣保護管理計画の達成のため特に必要があると認めるときは、休猟区の区域の全部又は一部を当該計画に係る特定鳥獣に限り捕獲等を行うことができる区域として指定することができる。	△	○	△
14	使用禁止猟具の所持規制の適用除外の追加	○種の保存法第10条第1項の捕獲許可等を受けている場合には、法第16条第1項に規定する使用禁止猟具(かすみ網)の所持等を認める。	△	○	△
15	特定輸入鳥獣に関する標識の装着の義務付け	○環境省令で定める鳥獣を輸入した者は、環境大臣によって交付される当該鳥獣が法第26条の規定に違反して輸入されたものでないことを表示する標識を着けなければならないこととするとともに、当該鳥獣に着けられた標識の取り外しを禁止する。	△	○	△
16	わなの使用を禁止又は制限する区域の指定制度の創設	○都道府県知事は、銃器に加え、危険性の高いわなについても、危険の予防等の観点からその使用を禁止し、又は制限する区域を指定することができる。	△	○	△
17	狩猟免許区分の見直し	○現行の「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」とに区分し、「わな猟免許」のみの取得も可能とする。	△	○	△
合 計			△=17	○=17	△=17
(備考)					

(注) 1 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」「どの程度」「どうする」のかが明らかにされているなどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「-」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

2 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策(施策や事業)について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていない場合、若しくは、当該政策(施策や事業)の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「-」は、実施することが明らかにされていないものを表す。

3 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

【別添】

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	検証を行う時期	効果の把握の方法
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律					
1	判断の基準となるべき事項を定めること等による、容器包装を用いる事業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進に係る自主的取組を促進するための措置の導入（容器包装廃棄物の排出の抑制を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること）	○容器包装を用いる事業者の判断の基準となるべき事項を定める ○容器包装廃棄物の排出の抑制のための取組が著しく不十分な容器包装多量利用事業者に対して、指導・助言、勧告・公表・命令を行う	○容器包装廃棄物の排出抑制	平成25年3月末までに行う。	—
2	容器包装多量利用事業者に、事業活動に伴う容器包装廃棄物の排出抑制のために必要な措置の実施状況に係る報告の義務付けの導入（容器包装多量利用事業者の容器包装の使用状況を的確に把握することで、容器包装の使用の合理化が著しく不十分であるときは、勧告を行うことができる状況を確認しておくことにより、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること）	○容器包装多量利用事業者に、毎年度、容器包装を用いた量及び容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況に関し、主務大臣への報告を義務付け	○容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出抑制の促進	平成25年3月末までに行う。	—
3	事業者等に対する、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額の資金の市町村への拠出の義務付けの導入（市町村による分別収集の質を高め、再商品化の質的向上を促進するとともに、容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化を図ることにより、容器包装リサイクルを一層促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること）	○市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた指定法人又は認定特定事業者に対して、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額の資金を当該市町村が支払うことを義務付け	○再商品化の質的向上の促進 ○容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化	平成25年3月末までに行う。	—

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	検証を行う時期	効果の把握の方法
石綿による健康被害の救済に関する法律					
4	石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく事業者からの一般拠出金及び特別拠出金の徴収 (石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、事業者、国及び地方公共団体が全体で費用負担を行い、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害者の間に隙間を生じないよう迅速かつ安定した救済制度の実現)	○労災保険の保険関係が成立している事業の事業主（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。）は、毎年度、救済給付の支給に要する費用に充てるため、一般拠出金を拠出 ○独立行政法人環境再生保全機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、船員保険法第60条第1項に規定する船舶所有者から、毎年度、一般拠出金を徴収 ○独立行政法人環境再生保全機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を勘案して、政令で定める要件に該当する事業主から、毎年度、特別拠出金を徴収	○石綿による健康被害者の間に隙間を生じないよう迅速かつ安定した救済制度の実現	平成23年3月26日までに行う。	—
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律					
5	京都メカニズムのための割当量口座簿制度の法定 (算定割当量の取得、保有及び移転（以下「算定割当量の管理」という。）を記録する口座簿（以下「割当量口座簿」という。）の法制化による京都メカニズムの基盤の整備)	○算定割当量の管理を行おうとする法人に、管理口座の開設を受けることを義務付け ○口座名義人に、管理口座に係る記録事項の変更の届出を義務付け ○算定割当量の取得及び移転（以下「振替」という。）を行おうとする口座名義人に、振替の申請を義務付け	○算定割当量の取引の安全確保 ○民間事業者等による算定割当量の取引の活発化 ○我が国の京都議定書の約束達成	平成20年までに行う。	—
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律					
6	フロン類の回収が必要な場合の拡大 (フロン類の回収が必要な特定製品の対象を拡大することでフロン類の回収及び破壊を促進することにより、フロン類の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を図る。)	○業務用冷凍空調機器を廃棄する場合に加え、機器中の部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に譲渡する場合についても、機器の廃棄又はリサイクルを目的とした譲渡を行おうとする者は、フロン類回収業者へフロン類を引渡すことを義務付け	○フロン類の適正な回収及び破壊 ○容易な脱法行為の防止	平成24年9月末までに行う。	—

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	検証を行う時期	効果の把握の方法
7	業務用冷凍空調機器整備時にフロン類回収を行う際の登録の義務付け等 (業務用冷凍空調機器の整備時におけるフロン類の回収及び破壊を促進することにより、フロン類の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を図る。)	○業務用冷凍空調機器の整備を行う者は、フロン類の回収作業をフロン類回収業者に委託することを義務付け ○機器整備時のフロン類回収を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けるとともに回収量に関し記録を作成し、事業所に保存し、都道府県知事に報告することを義務付け	○フロン類の適正な回収及び破壊 ○脱法行為の防止	平成24年9月末までに行う。	—
8	解体される建物中における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明 (建物解体工事時における業務用冷凍空調機器中のフロン類の回収を促進することにより、フロン類の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を図る。)	○建物解体工事の元請業者は、その建物に、冷媒としてフロン類が充てんされている業務用冷凍空調機器が設置されていないかどうかを確認し、その結果について書面により工事発注者に説明することを、工事発注者はその確認作業に協力することを義務付け	○フロン類の適正な回収及び破壊の促進	平成24年9月末までに行う。	—
9	フロン類の引渡しの委託等を書面で管理する制度(フロン類引渡行程管理制度)の創設 (業務用冷凍空調機器の廃棄時においてフロン類引渡行程管理制度を導入することで業務用冷凍空調機器の廃棄等を行おうとする者(廃棄等実施者)からフロン類の回収業者までの引渡しを確実に行うことにより、フロン類の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を図る。)	○廃棄等実施者は、フロン類を自らフロン類回収業者に引き渡す場合には、当該フロン類回収業者に必要事項を記載した書面を交付し、フロン類のフロン類回収業者への引渡しを他の者に委託する場合には、その業務を受託する者(受託者)に、委託確認書を交付することを義務付け。これらの場合においては、廃棄等実施者はこれらの書面の写しを一定期間保存することとし、受託者は、委託確認書をフロン類回収業者に回付するとともに写しを一定期間保存することを義務付け ○フロン類回収業者は、フロン類を引き取ったときは、業務用冷凍空調機器の廃棄等実施者及び受託者に対し、引取証明書(又は写し)を交付するとともに、写しを一定期間保存することを義務付け。廃棄等実施者及び受託者は受け取った引取証明書(又は写し)を保存することを義務付け	○「委託されたか否かが曖昧」「関係者間で認識の齟齬がある」といった状態の防止 ○どこで回収が滞ったのかを保存されている書面から確認することが可能となり、都道府県知事による行政指導が行いやすくなること、関係者への抑止効果	平成24年9月末までに行う。	—

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	検証を行う時期	効果の把握の方法
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律					
10	猟具の設置者の氏名等の表示の義務付け (網及びわなの違法な設置を防止し、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図る。)	○違法に仕掛けられたわな等の撤去等を進めるため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第9条第1項の許可を受けて捕獲等をする場合、環境省令で定めるわな等の猟具に、その架設者の住所、氏名等の表示の義務付け	○行政による違法な網・わなの迅速な撤去	平成24年3月末までに行う。	—
11	捕獲等の許可の適用除外となる行為の追加 (鳥獣の捕獲に係る手続を簡略化することによって申請者の負担を軽減し、適正な鳥獣の保護を図る。)	○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)第47条第2項に定める認定保護増殖事業等の実施に係る捕獲については、法第9条第1項の捕獲許可を不要とする。	○認定保護増殖事業等の実施に係る捕獲について、事業実施者の負担の軽減	平成24年3月末までに行う。	—
12	捕獲数制限のための入猟者承認制度の創設 (狩猟を活用した農林水産業被害対策を進めるとともに、鳥獣の適正な生息数の維持を図ることにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図る。)	○法第12条第1項第2号の規定により、狩猟鳥獣の捕獲等を禁止している区域においても、入猟者数を制限するため特に必要があると認められるときには、環境大臣又は都道府県知事は、承認を受けることができる者の数の上限等を定めた上で、狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ環境大臣又は都道府県知事の承認を受けるべき旨を定めることができる。	○きめ細かな狩猟規制を行うことが可能 (○農林水産業被害の低減)	平成24年3月末までに行う。	—
13	休猟区における特定鳥獣の捕獲等の特例制度の創設 (農林水産業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数の管理を推進することにより、鳥獣の保護等を図る。)	○都道府県知事は、法第7条の特定鳥獣保護管理計画の達成のため特に必要があると認めるときは、休猟区の区域の全部又は一部を当該計画に係る特定鳥獣に限り捕獲等を行うことができる区域として指定することができる。	○特定鳥獣保護管理計画に基づく鳥獣の個体数調整が容易になる。	平成24年3月末までに行う。	—
14	使用禁止猟具の所持規制の適用除外の追加 (鳥獣の捕獲に係る手続を簡略化することによって申請者の負担を軽減し、適正な鳥獣の保護を図る。)	○種の保存法第10条第1項の捕獲許可等を受けている場合には、法第16条第1項に規定する使用禁止猟具(かすみ網)の所持等認める。	○種の保存法第10条第1項の捕獲許可を受けた者で、使用禁止猟具を所持等しようとする者(事業実施者)の負担の軽減	平成24年3月末までに行う。	—

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	検証を行う時期	効果の把握の方法
15	特定輸入鳥獣に関する標識の装着の義務付け (適法に輸入された鳥獣と違法に捕獲・輸入された鳥獣との識別を容易にし、鳥獣の違法な輸入及び国内における違法な捕獲を防止することにより、鳥獣の保護を図る。)	○環境省令で定める鳥獣を輸入した者は、環境大臣によって交付される当該鳥獣が法第26条の規定に違反して輸入されたものでないことを表示する標識を着けなければならないこととともに、当該鳥獣に着けられた標識の取り外しを禁止する。	○違法な輸入及び国内における違法な捕獲に対する取締をより実効的に行うこと	平成24年3月末までに行う。	—
16	わなの使用を禁止又は制限する区域の指定制度の創設 (わな猟に伴う人の生命及び身体への危険を防止し、狩猟の適正化を図る。)	○都道府県知事は、銃器に加え、危険性の高いわなについても、危険の予防等の観点からその使用を禁止し、又は制限する区域を指定することができる。	○住宅地等、特定の区域において、わなの設置に伴う事故の防止	平成24年3月末までに行う。	—
17	狩猟免許区分の見直し (鳥獣による農林業被害の対応として、農家自らによるわなを用いた鳥獣の捕獲を適切に進め、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図る。)	○現行の「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」とに区分し、「わな猟免許」のみの取得も可能とする。	○免許を受けようとする者の負担軽減及び狩猟人口の確保	平成24年3月末までに行う。	—

- (注) 1 環境省の「平成18年新規規制に関する事前評価書」を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に掲載された規制について順次番号を記入した。
「政策（名称、目的等）」欄	評価の対象とされた規制の名称、目的等を記入した。
「手段」欄	政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄	規制の設定又は改廃により得ようとする政策効果を記入した。
「検証を行う時期」欄	当該規制の導入から一定期間が経過した後に、当該規制がその時点での社会経済情勢に照らして最適であるか否かを判断する時期（レビューを行う時期）を記入した。
「効果の把握の方法」欄	レビューを予定している場合に、当該規制がその時点での社会経済情勢に照らして最適であるか否かをどのように把握・測定するとしているかを記入した。